

## 山口県公立大学法人評価委員会（第7回）の審議要旨

- 1 日 時 平成19年8月3日（金） 15：00～16：30
- 2 場 所 山口県庁共用第2会議室
- 3 出席委員 牛見委員長、呉委員、小林委員、松浦委員（50音順）  
\* 久保田委員は欠席（書面により意見を提出）
- 4 報告事項  
山口県公立大学法人評価委員会（第6回）の審議要旨
- 5 審議事項  
(1)平成18年度に係る法人の業務の実績に関する評価について  
(2)平成18年度に係る法人の財務諸表等について
- 6 審議要旨 [ ● 委員 ◇ 委員長 □ 法人 ☆ 事務局]

### (1)平成18年度に係る法人の業務の実績に関する評価について

- 法人は厳しい自己評価を行っており、評価委員会の評価結果を法人の自己評価どおりとすることは妥当と考える。また、今回提示されている評価委員会の評価結果の素案の構成、記述は、社会一般にわかりやすく大学の状況を示すという観点に照らし適切と考える。

法人化してどうであったかという視点からは、法人化を契機に、理事長（学長）のリーダーシップのもとで、戦略的な大学運営がスピード感をもって進められてきたと言える。

教育の成果は計測しにくいものであり、国家試験合格率等は教育の成果の一部である。

国際文化学部は、行動力ある人材の育成を目指しており、県立大学開学記念行事として本年開催されたシンポジウムにおいては、パネラーから自己を確立させる教育を望むとの発言があったように思う。

いずれにしても、社会が期待する人材を送り出せるかが重要であり、個々の計画の当該年度における達成状況の積上げだけが、大学評価のすべてではない。

市民総踊りに、理事長、副理事長を先頭に県立大学の学生数十名が参加しており、存在感があった。県立大学のこのような情熱、意気込みが、「全体として概ね順調」という評価につながっている。評価項目にはないが、評価委員会の委員

は、これらの状況も含めてみていることを申し上げたい。

- 評価結果（素案）に異論はない。特に、学長以下トップのリーダーシップがなければ、ここまで成果を上げることはできなかったのではないかと考えている。

国道を隔ててキャンパスが分断されている状況は好ましくないので、キャンパス移転の早期実現に向けた取組が進むことを期待する。

なお、評価作業において主な小項目の把握が容易となるよう、次年度の資料については工夫をお願いしたい。

- 評価の結果（素案）に問題はない。次年度の評価実施の際には、学生の在籍状況、志願状況等の実数に関する資料があるとよい。

最近の大学生は、就職しても半年ぐらいで1割がやめ、3年後に至っては3割がやめるといった状況にあり、学生が就職先に必ずしも適合しているわけではない。大学がどこまで責任を負うべきかは難しい問題であるが、学生の就職後の状況についても可能な範囲でフォローしていくことが重要と思う。

- 資料の作成方法については、検討したい。就職後の定着状況については困難な面はあるが、同窓会等との情報交換も含め検討を重ねて参りたい。

- ◇ このあたりで、評価書原案の取扱いをまとめたい。当委員会の評価書の原案は、今回提示された素案のとおりとすることによろしいか。

《各委員了承》

## (2)平成18年度に係る法人の財務諸表等について

- 今回の剰余金の繰越については、法人の申請どおり承認することが適切と考えるが、剰余金繰越の適否に係る意見決定の際の視点の一つに「年度計画において明らかな業務懈怠により「未達成（評価1点）」となった項目はないか」という事項が示されている。今後これを視点の一つとしていくことについては、厳しすぎるのではないか。また、明らかな業務懈怠かどうかの判断はどのようにして行

うのか。

☆ 今回お示ししている「視点」は、法人が本来行うべき業務を行ったかどうかという点を考慮して作成したものである。ご指摘の事項は、法人が中期計画に沿って作成した年度計画に未達成（評価1点）の項目があるときは、本来行うべき業務を行ったとは必ずしも言えないのではないかとということで掲げている。年度計画の未達成が明らかな業務懈怠によるものかどうかは、法人から当該年度計画の達成に向けて努力をした状況を聴いて判断することになる。

◇ このあたりで、財務諸表等の承認に関する当委員会の意見案をまとめたい。欠席委員の意見も含め、承認することについて異論はないように思うので、財務諸表、剰余金の繰越は、法人の申請どおり承認することが適当と認めるということでよろしいか。

《各委員了承》

### (3) その他

本日の審議事項に関わる今後の手続は次のとおりとするものとされた。

- ① 評価書については、評価書原案に対する法人の意見申し出の機会を付与する手続を経て確定すること
- ② 財務諸表等に関する意見は、評価書の確定にあわせて確定すること
- ③ 今後法人の意見申し出を踏まえて行う評価書の確定、財務諸表等に関する意見の確定は、評定（段階評価）に影響がない範囲の修正であれば、委員長一任とし委員会は開催しないこと

以 上